

## 議会運営委員会記録

招 集 年 月 日	平成28年11月24日(木)
招 集 の 場 所	議員控室
開 会	午後1時28分
出 席 者	委員長 大橋 昭太郎 副委員長 藤 田 洋 一 委 員 福 田 淑 子 委 員 櫻 井 功 紀 委 員 我 妻 薫 委 員 橋 本 四 郎  委員外議員 副議長 平 吹 俊 雄 議長 吉 田 眞 悦
欠 席 者	
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 伊 勢 聡 企画財政課長 佐々木 義則  議会事務局長 吉 田 泉 次長 佐 藤 俊 幸
協 議 事 項	美里町議会11月会議について 1) 議事について 2) 会議の期間及び議事日程について 期間 11月28日(月)1日間
そ の 他	
閉 会	午後2時36分

2号様式 協議の経過

<p>大橋委員長</p>	<p>どうもこんにちは。忙しい中ご苦労さまです。</p> <p>11月会議に向けての議会運営委員会でございますが、どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>当委員会、全員出席ですので委員会は成立いたしております。なお、副議長には委員外議員として参加していただいております。</p> <p>それでは早速、議長からの諮問、美里町議会11月会議について、議事について課長のほうから説明をお願いいたします。</p>
<p>伊勢総務課長</p>	<p>11月会議にあたりまして本日、議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。本会議におきましても、どうぞよろしくご指導お願いいたします。</p> <p>それでは申し訳ございませんが、着座して御説明させていただきます。</p> <p>それでは議案番号順に御説明をさせていただきます。</p> <p>初めに議案第27号、美里町いじめの防止等に関する協議会等条例について御説明を申し上げます。</p> <p>美里町では本年4月30日付けで美里町いじめ防止基本方針を制定いたしました。このことにより、いじめ防止対策推進法、平成25年法律第71号第6条の規定による地方公共団体の責務を果たすため、美里町いじめ問題対策連絡協議会、美里町いじめ防止対策委員会及び美里町いじめ問題再調査委員会の設置について必要な事項を条例で定めるものでございます。</p> <p>詳細につきましては、11月会議で教育委員会から御説明を申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>何かございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
<p>伊勢総務課長</p>	<p>議案第28号、美里町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>人事院は平成28年8月8日、国会と内閣に対し国家公務員に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また国においては一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で3.25月分と改定いたしております。</p> <p>本町におきましても国に準じ美里町議会議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。</p> <p>なお、平成28年11月9日に美里町特別職報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ異議がない旨の答申をいただきました。</p>

	<p>ことを申し添えます。 以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>何かございますか。 よろしいですか。 (「はい」の声あり) それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案第 29 号、美里町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。 人事院は平成 28 年 8 月 8 日、国会と内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また国においては一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で 3.25 月分と改定いたしております。 本町におきましても国に準じ町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。 なお平成 28 年 11 月 9 日に美里町特別職報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ異議がない旨の答申をいただきましたことを申し添えます。 以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。 (「はい」の声あり) それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案第 30 号、美里町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。 人事院は平成 28 年 8 月 8 日、国会と内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。また国においては一般職の職員の給与改定を受け、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の年間支給月数を年間で 3.25 月分と改定しております。 本町におきましても国に準じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例により在職する教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。 なお平成 28 年 11 月 9 日に美里町特別職報酬等審議会を開催し、期末手当の改定について諮問したところ異議がない旨の答申をいただきましたことを申し添えます。 以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p>

	<p>(「はい」の声あり)</p> <p>これ、見かたが悪いのかどうか。附則 4 項中の部分というのは、この資料のほうは 150。6 ページの部分は...これはこれでいいのですか。読みようがちょっとあれなのですが。155 に改めるのですよね。違うのか。見ようが悪いのか。2 条で 175...</p>
吉田議長	来年以降。
大橋委員長	<p>来年以降だろうけどもね。</p> <p>改正案として出ている部分では...</p>
伊勢総務課長	<p>今年の方が 175 にしまして、それで 325 になります。</p> <p>それで平成 29 年からは 6 月を今 150 ですが、それを 155 にしまして、12 月を 170 に減らすと年間月数は 325 と。</p>
大橋委員長	<p>旧条例で 2 条第 3 項中の、となっているものだから。</p> <p>これでいいのね。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>では、次お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	<p>議案第 31 号、美里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。</p> <p>人事院は平成 28 年 8 月 8 日、国会及び内閣に対し、国家公務員給与と民間給与との格差を詰めるため、給料等の水準を引き上げるとともに勤勉手当を年間 0.1 月分引き上げること及び配偶者に係る扶養手当の額をほかの扶養親族と同額まで引き下げ、子に係る扶養手当の額を引き上げることとする内容の勧告を行いました。</p> <p>本町においては、これまで人事院勧告に準じて給与改定を行ってきており、この度の人事院勧告に準じ町の一般職の職員の給与月額、扶養手当の月額及び勤勉手当の支給月数等について改定を行うものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
伊勢総務課長	次からは企画財政課長から御説明申し上げます。
佐々木企画財政課長	<p>では議案 32 号以降の補正予算の関係について御説明申し上げます。</p> <p>議案書 29 ページからになります。</p> <p>議案第 32 号、平成 28 年度美里町一般会計補正予算(第 4 号)について御説明申し上げます。</p> <p>予算本文第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 672 万</p>

8千円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億6,083万9千円といたしております。

詳しい内容については事項別明細書のほうで御説明申し上げます。

まず初めに、歳出について申し上げます。

議案書41ページ以降になります。

今回の補正予算の主なものは説明といたしまして、人事院勧告の実施に伴っての職員等の給与の改定及び人事異動等に伴う特別職及び一般職員の人件費並びに議員の人件費に係る補正、特別会計及び企業会計に対する人件費に要する補助金または繰出金に係る補正であります。

二つ目といたしましては、大崎地域広域行政事務組合への負担金の額が平成27年度国勢調査人口の確定したことに伴い、平成28年度の市町負担金の再算定を行い、負担金が確定したことに係る補正であります。

今回、人件費関係それから大崎広域の負担金関係以外の補正につきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず議案書49、50ページになります。

3款民生費2項児童福祉費の児童福祉総務費に新たに設置することになりました、いじめ問題対策連絡協議会運営に関する報酬及び費用弁償、11万2千円追加しております。

こちらにつきましては新規事業ということで、資料といたしまして実施計画書のほうを資料の39ページのほうに併せて提出させていただいております。

次に予算書の55ページ、56ページになります。

8款土木費2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に非常勤一般職の報酬及び社会保険料等で166万5千円追加いたしました。

道路パトロール等を行う道路等維持作業員は当初2名の雇用を見込んでおりましたが、作業の安全確保等のため3名を雇用し業務を行っておりますことから追加をお願いするものでございます。

続きまして59、60ページになります。

10款教育費1項教育総務費の教育委員会費に教育委員の費用弁償9万4千円、事務局費に新たに設置することにいたしました、いじめ防止対策委員会運営に対する報酬及び費用弁償6万円をそれぞれ追加いたしました。

いじめ防止対策委員会運営につきましては新規事業費ということで、資料の40ページに実施計画書を提出させていただいております。

次、2項小学校費の教育振興費に教員補助員報酬46万4千円追加いたしました。当初、特別教育支援費として1名の雇用を見込んでおりましたが、2名を雇用し現在、中埴小学校に1名増員して業務を行っておりますことから

	<p>追加をお願いするものでございます。</p> <p>次に歳入について申し上げます。</p> <p>39、40 ページになります。</p> <p>歳入につきましては17 款繰入金に672 万8 千円追加いたしました。2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に672 万8 千円追加したところでございます。</p> <p>以上が一般会計の補正予算についてでございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>何かございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>続きまして議案第33号、平成28年度美里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。</p> <p>議案書69ページ以降になります。</p> <p>予算本文第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,956万9千円といたしました。今回の補正の主なものは職員の給与改定に伴う包括的支援事業費、職員人件費の追加であります。</p> <p>詳しい内容については事項別明細書のほうで御説明申し上げます。</p> <p>79、80ページになります。</p> <p>4款地域支援事業費に38万円を追加しております。2項包括的支援事業費・任意事業費の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費に包括的支援事業費職員人件費38万円を追加いたしました。</p> <p>次、歳入でございます。</p> <p>77ページ、78ページになります。</p> <p>3款国庫支出金2項国庫補助金の地域支援事業交付金(任意事業交付金)に任意事業国庫交付金10万3千円追加いたしました。</p> <p>5款県支出金2項県補助金の地域支援事業交付金(任意事業)に任意事業県交付金5万1千円追加いたしました。</p> <p>7款繰入金に1項一般会計繰入金の任意事業繰入金に16万5千円、2項基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金に6万1千円それぞれ追加いたしました。</p> <p>以上が介護保険特別会計の補正予算の内容でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>

<p>佐々木企画財政課長</p>	<p>議案第 34 号、平成 28 年度美里町水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。</p> <p>議案書 81 ページからになります。</p> <p>今回の補正につきましては、収益的収支についてであります。</p> <p>初めに第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収支の収入について申し上げます。</p> <p>1 款水道事業収益に 24 万円追加いたしました。2 項営業外収益の 2 目他会計補助金に 24 万円追加いたしました。これは人事異動に伴う児童手当に要する経費でございます。これにより収益的収入の合計を 7 億 4,148 万 7 千円といたしました。</p> <p>次に支出について申し上げます。</p> <p>1 款水道事業費用に 332 万円追加いたしました。1 項営業費用の 1 目原水及び浄水費に職員給与など 60 万 3 千円、修繕費に 496 万 8 千円それぞれ追加いたしました。修繕費は平成 28 年 10 月 20 日に梅ノ木取水場の屋根の防水シートが強風にあおられ剥離したため修繕するものであります。2 目排水及び給水費で職員手当など 10 万 6 千円減額いたしました。4 目業務費に職員手当など 10 万 3 千円追加いたしました。5 目総係費で職員給与など 224 万 8 千円減額いたしました。人件費の補正は職員の給与改定、人事異動、時間外勤務手当の増額などによるものであります。これにより収益的支出合計を 7 億 5,680 万 5 千円といたしております。</p> <p>この補正に伴い 3 条、予算第 9 条議会の議決を経なければ流用することができない経費については、職員給与費を 164 万 8 千円減額し、5,340 万 7 千円に改めております。</p> <p>また第 4 条、予算第 10 条に定めた他会計からの補助金については児童手当に要する経費に 24 万円追加し 60 万円に改めております。</p> <p>以上が水道事業会計の補正予算の内容になります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>大橋委員長</p>	<p>よろいしですか。</p> <p>それでは次、お願いいたします。</p>
<p>佐々木企画財政課長</p>	<p>それでは議案第 35 号、平成 28 年度美里町病院事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。</p> <p>議案書については 91 ページ以降になります。</p> <p>今回の補正は収益的収支等についてであります。</p> <p>初めに第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収支の支出について申し上げます。</p> <p>1 款病院事業費用に 119 万 5,000 円追加いたしました。1 項医業費用の</p>

	<p>1 目給与費に 119 万 5 千円追加いたしました。これは職員の給与改定等に  伴い給与等の人件費について精査したことによる追加であります。これに  より病院事業費用合計を 7 億 2,958 万 3 千円といたしました。</p> <p>以上の補正に伴い 3 条、予算第 6 条の議会の議決を得なければ流用する  ことができない経費のうち職員給与費の補正につきましても併せて補正す  るものであります。</p> <p>以上が病院事業会計の補正予算の内容になります。</p> <p>よろしくお願いいいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは次、お願いいいたします。</p>
佐々木企画財政課長	<p>議案第 36 号、平成 28 年度美里町下水道事業会計補正予算（第 3 号）に  ついて御説明申し上げます。</p> <p>議案書 95 ページからになります。</p> <p>今回の補正は収益的収支及び資本的収支等の補正でございます。</p> <p>初めに、第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収支の収入について申し上げ  ます。</p> <p>第 1 款公共下水道事業収益で 4 千円減額いたしました。2 項営業外収益  の 3 目他会計補助金で 4 千円減額いたしました。2 款農業集落排水事業収  益に 5 万 6 千円追加いたしました。2 項営業外収益の 2 目他会計補助金に  5 万 6 千円追加いたしました。これにより収益的収入を 10 億 1,317 万 7 千  円といたしております。</p> <p>次に収益的収支の支出について申し上げます。1 款公共下水道事業費用  で 4 千円減額いたしました。1 項営業費用の 7 目総係費で 4 千円減額いた  しました。2 款農業集落排水事業費用に 17 万 6 千円追加いたしました。1  項の営業費用の 5 目総係費に 17 万 6 千円追加いたしました。いずれも職員  の給料改定に伴う人件費の補正であります。</p> <p>これにより収益的支出合計を 10 億 1,549 万 8 千円といたしております。</p> <p>次に 3 条、予算第 4 条の資本的収支の支出について申し上げます。</p> <p>1 款公共下水道事業資本的支出に 1 万 9 千円追加いたしました。1 項建  設改良費の 2 目建設諸費に 1 万 9 千円追加いたしました。これは職員の給  与改定等に伴う人件費の補正であります。これにより資本的支出の合計を  9 億 8,760 万 9 千円といたしております。</p> <p>なお資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を 1 億 3,216 万 8 千  円。補填財源として、当年度分損益勘定留保資金を 186 万 5 千円に補正す  るものでございます。</p> <p>以上の補正に伴い 4 条、予算第 9 条の議会の議決を経なければ流用する</p>



	<p>ことができない経費、予算第9条の他会計からの補助金について併せて補正するものでございます。</p> <p>以上が下水道事業会計の補正予算の内容でございます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
大橋委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>全体を通して何かございましたら、これで執行部の説明が終わりかと思いますが。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>議長。</p>
吉田議長	<p>総務課長、町長の提案理由、説明のほかに課長の説明は議案27号だけか。31号もするのか。</p>
伊勢総務課長	<p>議案第28号から31号まで担当課長で説明します。</p>
吉田議長	<p>全部ね。はい、わかりました。</p>
大橋委員長	<p>ほかにございせんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>じゃ、執行部の皆さん、大変ご苦労さまでございました。</p> <p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩</p> <p>13:58</p> <p>再開</p> <p>13:58</p>
大橋委員長	<p>再開いたします。</p> <p>続きまして請願について審議したいと思います。</p> <p>委員会報告書が皆さんのお手元に届いているかと思いますが。</p> <p>総務産業建設常任委員会の審査の結果ということになるかと思いますが、委員長、何かこれについてございますか。</p>
我妻委員長	<p>大体、このとおり報告するだけです。</p>
大橋委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>橋本委員。</p>
橋本委員	<p>2ページ、2枚目の三つある丸の2番目。そのところに、こういうのがある。3行目に。「全員が賛成だという話だったが、実は全員ではないということがわかった」と。この全員は何です。全員という、その対象者は。何を対象者としたのか。</p>
我妻委員	<p>こういう意見が出たのでね。</p>
大橋委員長	<p>こういう意見だということで。</p> <p>この部分については橋本委員、本会議の中で。</p>

橋本委員	<p>一応、聞いておいて。署名簿で賛成した人が賛成でなかったから、そういう賛成者でない人が出てきたよと言わなくてないでしょう。請願を俺に提出した人に。だからどっちなのかと。</p> <p>請願した人でなくして請願者以外の人のことを指しているのかと、こういうことなの。</p>
我妻委員	地域全体のという表現になっている。
橋本委員	全体の、町民全体のこと。
我妻委員	地域全体。
橋本委員	提出者。
我妻委員	地域。
福田委員	新田地域。
橋本委員	<p>ああそう。新田の行政区の人では表現的にまずいでしょ。</p> <p>署名しなかった人の中で賛成者がいなかったと、それでいいんでないの、これ何も。</p> <p>仮に表現で全員と言ったら、負担がかかるという... 「全員が賛成という話だったが、実は全員でなかった」としたら、どっちの全員なのか。請願者側から見たら請願者の中から請願、私しなくてもいいですという人が出てきたと受け取り方をするでしょう。</p>
我妻委員	<p>なるほどね。</p> <p>一番上の丸、この「地区住民の総意ではない」ということでの連動で。一番上の行に...</p>
橋本委員	(聴取不能) ほとんどね。
我妻委員	地区住民ということ。
橋本委員	<p>このことね、新田の人たちで言うから。区長の家にも配っているんだよ。そして区長の家で(聴取不能)今日は公共下水道の話でやりますからと話しているから、知らないということはない。聞かないだけ本人が。</p> <p>だから私に言われたでしょう、議会報告会のときに。「橋本さん、総意ですか」と言った場合に、あなた何を言っているの、どこにそういうのがあるのやと、そんなこと言った覚えはないぞと、言われたでしょう。</p>
大橋委員長	暫時休憩いたします。
	<p>休憩</p> <p>14:05</p> <p>再開</p> <p>14:07</p>
大橋委員長	<p>再開いたします</p> <p>このような報告書でございますので、このとおりに本会議の中で委員長</p>

	<p>の説明があるかと思えます。</p> <p>よろしいですね。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、続きまして会議の期間及び議事日程についてでございます。</p> <p>期間は28日、1日間とすることでよろしいですね。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>議事日程については、お手元に配られたとおりになるかと思えます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>2件の陳情書がきているようです。</p> <p>この2件、前にきている部分がなかったでしょうか。</p>
吉田事務局長	この最低賃金のほうは、本年5月30日にもきております。
大橋委員長	暫時休憩いたします。
	<p>休憩</p> <p>14:09</p> <p>再開</p> <p>14:11</p>
大橋委員長	<p>再開いたします。</p> <p>いかがでしたらよろしいでしょうか。</p> <p>まず陳情書、この「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書」については、いかがいたしましょうか。</p> <p>橋本委員。</p>
橋本委員	これは陳情書ですから紹介議員も何も要らないということになるのですが、内容的に見るといろいろ政府のやっている政策に対する、もっとしっかりしてくれという意見がこの中に十分考えられて、内容的にもその内容が当然だと思えることが、私は二つもあります。上のほうの陳情と下のほうの。これ、できれば議会運営委員会として委員長が代表者になってこれを紹介しながら、陳情を可決してほしいという説明をしていただければ幸いです。
大橋委員長	<p>例えば、下については見直しの医療費。いかがでしたらよろしいでしょうか。議会運営委員会というよりは各常任委員会で御審議いただければと思えますが。</p> <p>検討をお願いするというところでいかがでしょうか。</p>
橋本委員	これはもう、すぐに読んでみれば内容的に理解できる内容でしょう。だから特別、何も総務委員会とか、そういう委員会(聴取不能)する内

	<p>容ではないと思うんです。これ日常的にも新聞にも載っている内容で、こういうことの苦情があるということは、国民の意見として新聞にも載っている。我々、新聞を読んでいればわかることだから。私は委員会にわざわざかける必要がなくて、できれば議会運営委員会の委員長、大変ご苦労さんだけれども、紹介議員なって通してほしいと。可決したいという意見を付けて提案されることを望むのです。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
大橋委員長	<p>橋本委員からの見解が述べられたところでございますが、皆さん、いかがしたらよろしいでしょうか。</p> <p>この最低賃金の関係については前に我妻委員から意見書の提出がなされているものでもございますが、多少変わってはきているかと思えます。</p> <p>(「いつ出したの」「ちょっと前だな」の声)</p> <p>いかがいたしますか。</p> <p>橋本委員の意見は議会運営委員会として出したほうが良いというものがございます。</p> <p>私としては各常任委員会に持ち帰って検討していただければいいのかなというふうに考えています。</p> <p>それぞれの委員長さん方、いかがでしょうか。</p> <p>議運から一発で出すという方法もあるかと思えますが、常任委員会の皆さまと協議することにより、この内容が深く周知されるというようなことも考えるかと思えますので、私としてはぜひそのようにお願いできればと考えております。</p>
橋本委員	<p>委員長ね、昨日、一昨日の新聞かな、高齢者の医療費負担が高くなる、あと介護保険のランクも上がると。介護保険料というのは9段階になっている。それがこの改定になって上がっていく。</p> <p>そういう意味で今の政府は外国には親切だけれども、国内的には福祉は低下しているということがあるわけですよ。だからああいう新聞を読んだだけでも、私はこう聞こえたからそう見えていますけれども、皆さんも(聴取不能)</p> <p>国内にだけ負担を求めてという今の自民党の政策というのを変えなければ、憲法に言われる25条、安心して暮らせる状況に努力している政府だとは見えない。政府の努力が見えないから、私は(聴取不能)新聞から見ても、これはできれば通してほしいという気持ちがあるから、大橋委員長が提案したら(聴取不能)になるだろうなと。</p>
大橋委員長	<p>いかがいたしますか。</p> <p>我妻委員。</p>

我妻委員	これまでも関係の常任委員会のほうに相談して上げているということなので、委員長の言ったとおり常任委員会のほうにやったほうがいいのかと思います。
大橋委員長	福田委員はいかがでしょうか。
福田委員	そう思います。
大橋委員長	橋本委員、各委員長もそのような見解のようですので、一度委員会のほうで協議をお願いするということにしたいと思います。
橋本委員	安倍みたいな自民党を野放しにしている野党もだらしがないからです。
大橋委員長	ま、はい、そういうことでよろしいでしょうか。 我妻委員。
我妻委員	12月会議でという意味でしょう。
大橋委員長	そうですね。そうなるかと思えます。
我妻委員	今度の11月会議ではないでしょう。
大橋委員長	はい。
橋本委員	いいです。 ここのところにね、紹介議員に（聴取不能）と連絡してやるから。
大橋委員長	それまでに寄る機会があるかと思えますので。 じゃ、そのようにお願いいたします。 ちょっと議運の所管事務調査の関係ですが、これ見ていただきまして、大ざっぱな書き方、この程度のものですから皆さまに御検討いただいて、訂正する箇所がありましたら訂正いたしまして議長のほうに報告したいと思えますので、お目通し願いたいと思えます。 これより暫時休憩いたします。
	休憩 14：14 再開 14：35
大橋委員長	再開いたします。 本日の会議はこれくらいにしたいと思えますがよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり） それでは副委員長、お願いいたします。
藤田副委員長	どうも、大変ご苦労さまでした。 約1時間で終わりました。 今日は東北が晴れて東京のほうは雪だということで、非常に天候が狂ったような状況で、朝から寒い、寒い1日になるかというふうに思います。 今日も審議を終えまして28日、11月会議に臨んでいただくことをお願

	いしまして今日の議運を終わりたいと思います。 大変ご苦労さまでございました。
	閉会 14:36

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員会  
委員長